

第1章

計画の趣旨・対象

1.1 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは 緑地の保全と緑化の推進を計画的に実施し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とする緑に関する総合的な計画で、都市緑地法第4条にもとづいて安曇野市が定めるものです。

都市緑地法第4条『市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画』
市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペースに関する総合的な計画。

(1) 計画対象期間

安曇野市緑の基本計画の対象期間は、平成29年度～令和8年度までの10年とします。

(2) 計画対象区域

安曇野市内の都市計画区域を対象とします。



図1.1 本計画対象区域

(3) 計画の位置づけ

市では、関連する各種計画が定められていますので、その内容と対象範囲や役割を考慮して計画策定を進めます。

総合計画、国土利用計画等の市全体の上位計画のほか、農地や森林、環境、都市計画に関する基本計画を踏まえながら、策定する個別の計画のひとつとして位置付けます。

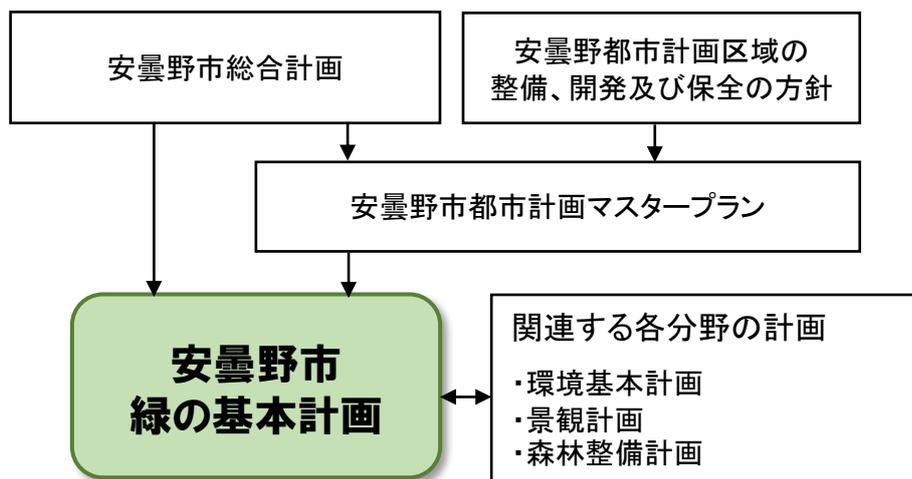


図1.2 本計画の位置づけ

(4) 計画に定めること

- ①市内の緑の整備や活用、保全(維持管理)等についての基本的な考え方と目標
- ②都市公園の整備等の方針
- ③まちなかや集落等の緑化・緑地の保全の推進についての基本方針
- ④上記を実現させていくために必要な施策

1.2 計画策定の背景と目的

- 安曇野市のまちづくりに関しては、平成17年10月の合併以降、土地利用制度の統一、都市計画マスタープラン、景観計画、環境基本計画等の策定により、新たに生まれた安曇野市のかたちと将来像を見出し、これを着実にスタートさせる取り組みが進められてきました。
- こうした取り組みと並行して、近年は、まちづくりの分野では道路整備プログラムや自転車・歩道ネットワークの検討、環境の面からは里山再生計画等、まちの大きな枠組みから個々の施設や分野を対象にした計画が策定され、実践に移されてきています。
- このような流れの中で、まちづくりに関する個別分野の計画が十分に定まっていない分野のひとつに「緑」があげられます。

ひとくちに緑といっても様々なものがありますが、ここでとりあげるのは、都市公園や広場、公共施設の緑地、屋敷林や社寺林等の生活に身近なまちなかの緑です。

- 本計画では、これらの緑を主対象にしながら、都市を囲む農地や山林も含めた市内の緑の分野に関する総合的な計画を定めることを目的としています。

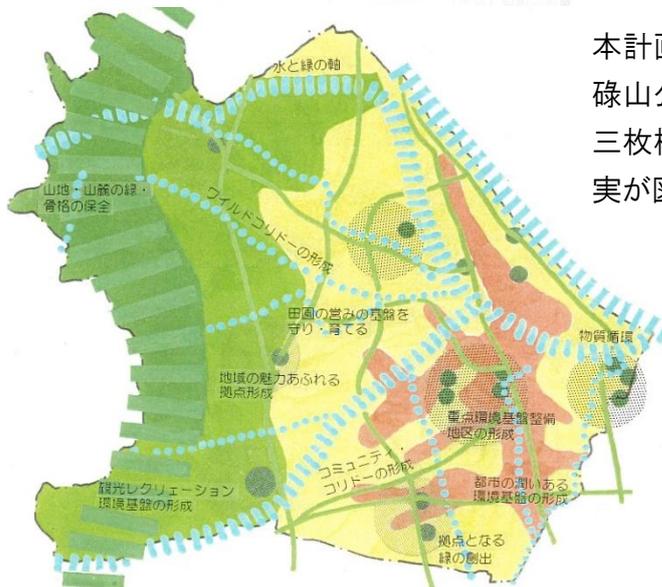


<コラム> 合併までの計画策定状況

緑の基本計画は、平成6年度の都市緑地保全法(現在は都市緑地法)の改正時に創設された制度です。合併前の5町村では、穂高町でのみ策定していました。この策定を通じて、まちなかに少なかった身近な近隣公園を中心とした公園整備が効果的に進められてきました。

緑の将来像

穂高の風土が持続可能な有機的都市の形成



旧穂高町時代の緑の将来像図

本計画を機に都市公園の重点整備が進められ、碌山公園、穂高駅西公園、常念ふれあい公園、三枚橋公園等生活に身近な空間の緑地の充実が図られました。

(出典:穂高町緑の基本計画)

1.3 対象とする緑

ひとくちに緑といっても様々ですが、この計画では、農地法や森林法ではカバーしきれない、都市公園や広場、公共施設の植栽地、屋敷林や社寺林等の「生活に身近なまちなかの緑」が主役です。これらの整備・活用、維持保全等を主な対象とします。

計画の主な対象となる緑

公園



学校等
公共施設
の植栽



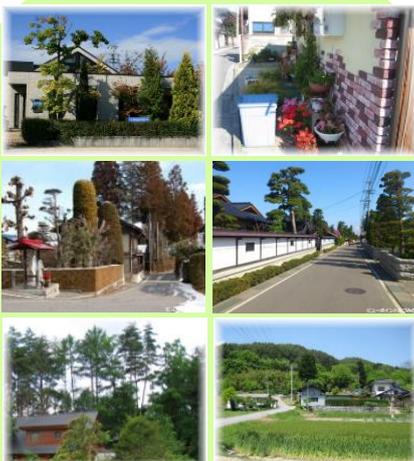
グラウンド・運動施設等



道・川・
水路沿いの
緑



住宅地とその周辺の緑



工場や商業施設の緑地



農地や山林

農地や山林は農業・林業の場であり、その振興策等は別途進められています。生活のエリアに近い農林地で荒れてしまった場所を緑地や自然とのふれあいの場等として活用していく場合は、この計画での位置づけが重要となります。



墓地



寺社



<コラム> 緑の機能・役割

緑の機能は、これまでの調査研究等から、環境保全(生活環境・自然環境の両面)、レクリエーション、防災、景観形成の4つの機能で整理されています。近年は、環境保全の面で温暖化対策や生物多様性の保全、景観形成の面から地域の歴史・文化を活かした活性化等の効果がクローズアップされています。

本計画でもこれらの機能・役割に着眼し、可能な限り効果的に発揮できるような緑地の配置、施策を具体化します。

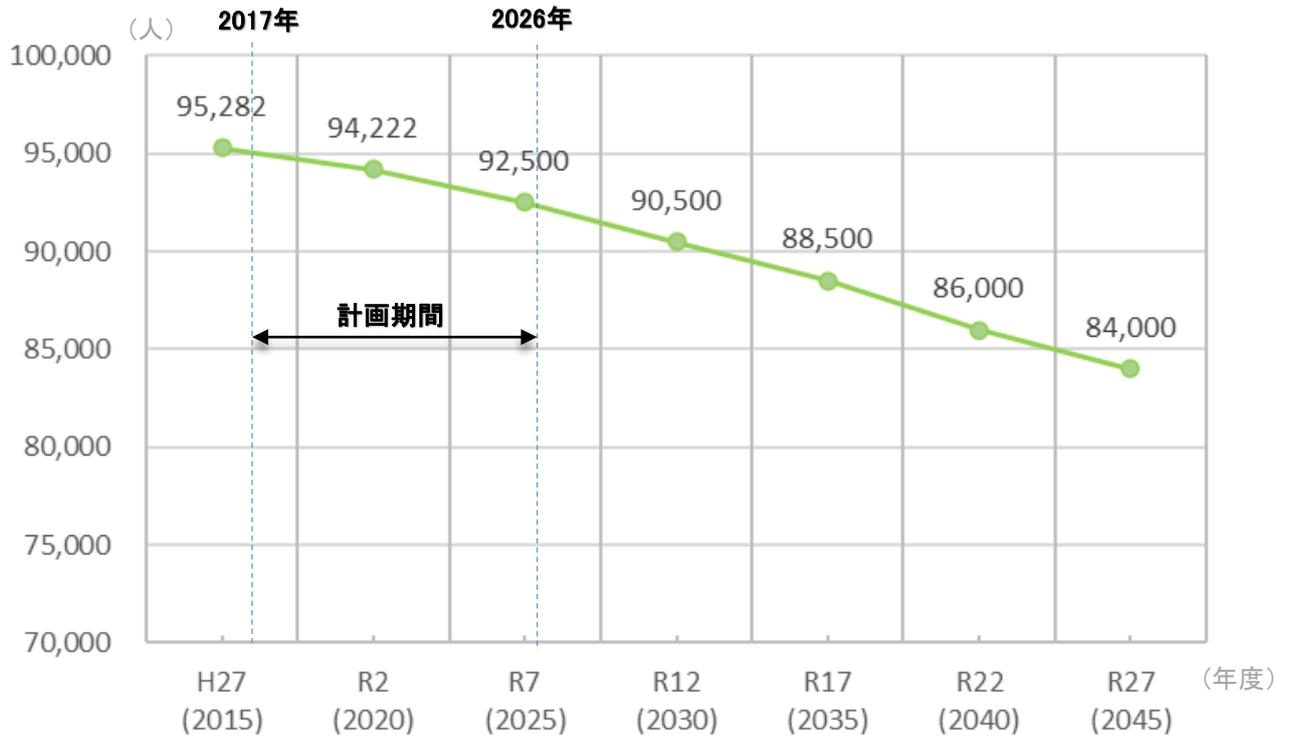


安曇野市の緑の機能・役割の概念図

参考資料:「新しい時代における「みどり」の整備・保全・管理のあり方と総合的な施策の展開について」(平成19年6月 社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会 公園緑地小委員会報告)～抄～

1.4 将来想定人口

本計画では、安曇野市人口ビジョンにおける安曇野市の2025(令和7)年度の目標人口である92,500人を将来想定人口として設定します。



(安曇野市第2次総合計画 後期基本計画)

図1.3 安曇野市の目標人口

1.5 計画見直しの基本方針

(1) 趣旨

緑地の保全と緑化の推進を計画的に実施し、良好な都市環境の形成を図ることを目的として平成29年に策定した『安曇野市緑の基本計画』について、計画策定から5年経過したこと及び、この間の社会情勢の変化を反映し関連計画との整合を図るため、変更を行うものです。

(2) 変更のポイント

今回の変更は、当初計画の構成は見直さず継続し、具体的な取り組みである「第5章 重点取り組み」の変更を行います。策定後からこれまでの期間を初期・中期としてとらえ、令和5年度から8年度(9年3月)までの後期4か年の取り組みを具体化します。

また、第5章で見直した内容を計画期間の目標・施策(第3章・4章)等にフィードバックさせ、計画の変更を行います。

(3) 変更の方法

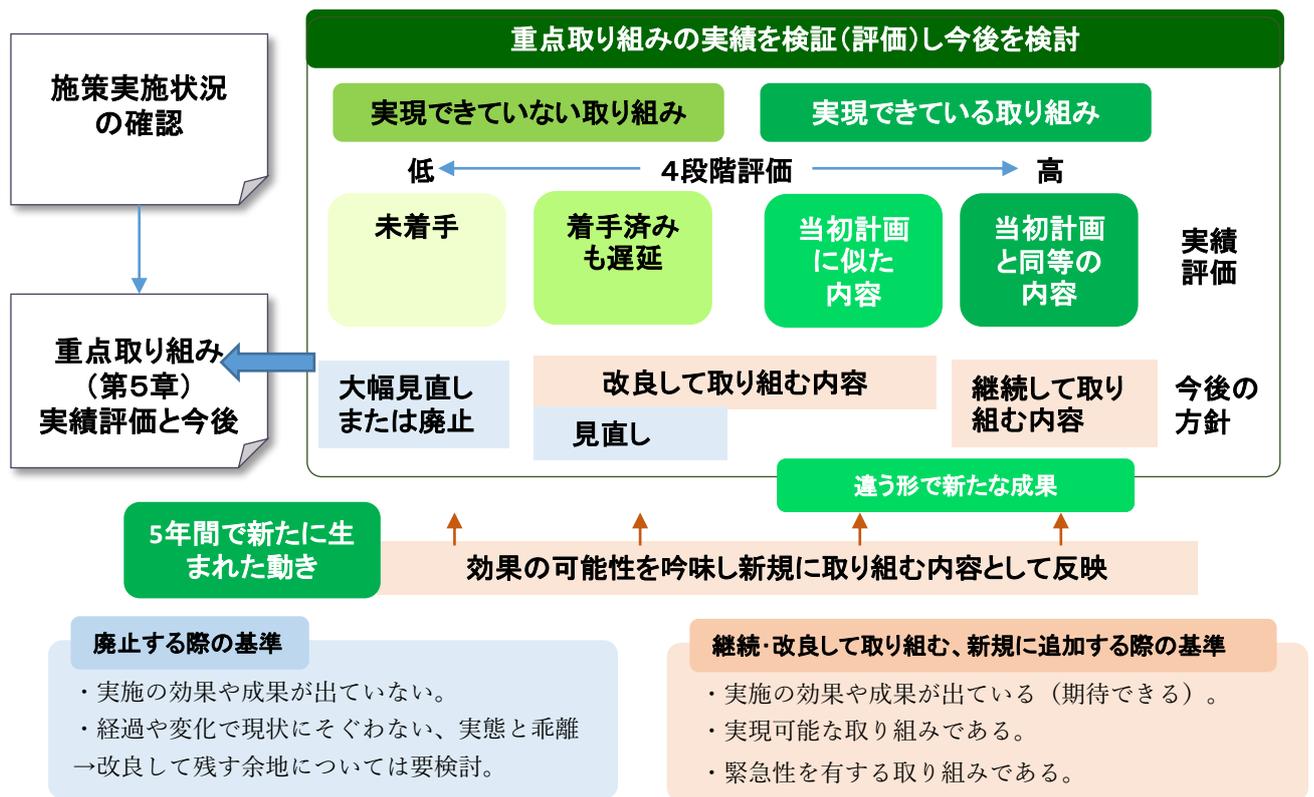


図1.4 本計画の実績評価と変更の方法